

## 丸亀市インターンシップ実施要綱

(平成 26 年 2 月 18 日告示第 13 号)

### (目的)

第 1 条 この要綱は、市が実施する実習生受入制度(以下「インターンシップ」という。)に関し必要な事項を定めることにより、学生及び生徒(以下「学生等」という。)に対し、市における就業体験の機会を与え、もって学生等の職業意識の向上及び市政に対する理解を深めることを目的とする。

### (実習対象者)

第 2 条 インターンシップにより実習を行う対象者は、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)の規定に基づく大学、短期大学、高等専門学校及び高等学校又はこれらに準じるもの(以下「大学等」という。)に在籍する学生等で、次に掲げる基準に該当すると認められたものとする。

- (1) 市政に関心があり、インターンシップにおける実習を積極的に行おうとする意志を有する者
- (2) この要綱の規定を遵守することが確実であると市長が判断した者

### (報酬等)

第 3 条 市は、前条の基準を満たした学生等で、インターンシップにより実習を行うもの(以下「実習生」という。)に対し、報酬、賃金、交通費、食費その他実習に伴ういかなる金品の給付も行わない。

### (実習生の身分)

第 4 条 市は、実習生に対し、市の職員としての身分を付与しない。

### (実習期間)

第 5 条 インターンシップの実施期間は、市長が別に定める。

### (実習時間等)

第 6 条 実習を行う日は、原則として、月曜日から金曜日までの日(丸亀市の休日を定める条例(平成 17 年 3 月 22 日条例第 2 号)第 1 条各号に規定する日を除く。)とし、実習を行う時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。ただし、市長が必要と認める場合には、実習時間を変更することができる。

### (実習に専念する義務)

第 7 条 実習生は、実習時間中は、実習に専念しなければならない。

### (法令等及び市職員の指示に従う義務)

第 8 条 実習生は、実習時間中は、職員が遵守すべき法令、条例等を遵守し、かつ、実習生の指導、監督等を担当する職員(以下「実習担当者」という。)の指導、指示等に従わなければならない。

### (信用失墜行為の禁止)

第 9 条 実習生は、市の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

### (秘密を守る義務)

第 10 条 実習生は、実習により知り得た秘密を漏らしてはならない。実習終了後も、また、同様とする。

### (実習中の連絡義務)

第 11 条 実習生は、病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合は、あらかじめ実習担当者にその旨を連絡しなければならない。やむを得ない場合には、事後速やかに実習担当者にその旨を連絡しなければならない。

(誓約)

第 12 条 実習生は、誓約書(様式第 1 号)を、実習を行う前までに市長に提出しなければならない。また、実習生が在籍する大学等の代表者は、当該実習生がこの誓約を遵守するよう指導するものとする。

(実習の受入手続等)

第 13 条 大学等の代表者は、インターンシップにより学生等を実習させようとするときは、実習生受入申請書(様式第 2 号)に、前条の規定による誓約書及び実習希望調書(様式第 3 号)を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の書類の提出があった場合は、受入れの可否を決定し、実習生決定通知書(様式第 4 号)により、大学等の代表者に通知するものとする。

3 市長は、学生等の受入れを決定したときは、実習を行うために必要な事項に関し、大学等との間で様式第 5 号による協定を締結する。

(実習担当者)

第 14 条 実習生が実習を行う所属の長は、実習の円滑かつ適切な実施を図るため、所属する職員のうちから、実習担当者を指名するものとする。

(実習の中止)

第 15 条 市長は、実習生が第 7 条から第 11 条までの規定に違反する行為を行った場合その他実習を継続することが困難であると認めるときは、実習を中止することができる。

2 市長は、前項の規定により、実習を中止する場合は、その旨を実習生及び当該実習生が在籍する大学等の代表者に通知するものとする。

(実習中における事故責任等)

第 16 条 大学等及び実習生は、実習期間中の事故、損害等に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中における事故、損害等に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

2 実習生が、故意又は過失により市に損害を与えたときは、大学等及び実習生は、連帯してその損害を賠償しなければならない。

(実習の証明)

第 17 条 市長は、実習生が在籍する大学等が当該実習生の実習内容等について証明を求めてきたときはこれを行うものとする。

(補則)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、インターンシップに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

誓約書

年 月 日

丸亀市長 宛

大学等の名称

学部等の名称

学科等の名称

学生等の氏名 ④

実習生が未成年の場合は、保護者の署名捺印をお願いします。

保護者の氏名 ④

私は、丸亀市インターンシップ実施要綱の規定に基づき実習をするに当たり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 実習時間中は、実習に専念します。
- 2 実習時間中は、丸亀市職員が遵守すべき法令、条例等を遵守し、並びに実習担当者の指導、指示に従います。
- 3 丸亀市の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為は行いません。
- 4 実習により知り得た秘密を実習中及び実習後において一切漏らしません。
- 5 実習により知り得た秘密について報告又は論文を書くことは行いません。
- 6 実習の成果を第三者に発表しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を得ます。
- 7 病気のため予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ実習担当者にその旨の連絡を行います。やむを得ない場合には、事後速やかに実習担当者にその旨の連絡を行います。
- 8 実習期間中の事故等に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入します。
- 9 実習中における事故に関して、自らの責任において対応します。
- 10 故意又は過失により丸亀市に損害を与えたときは、丸亀市に対しその損害を賠償します。
- 11 第三者に与えた損害等により、丸亀市が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、当該賠償により丸亀市が被った損害の補填を行います。

丸亀市へ提出の際は、傷害保険及び賠償責任保険に加入していることを証明する書面（加入者証等）の写しを添付して下さい。

実習生受入申請書

年 月 日

丸亀市長 宛

大学等の名称

代表者の職・氏名

印

丸亀市インターンシップ実施要綱第13条の規定により、下記のとおり実習生の受入を申請します。

記

1 学部・学科等名	
2 学生等氏名	(ふりがな)
3 申請の理由	
4 インターンシップ制度について (インターンシップ制度の有無: <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無)	
(1) 事前学習の方法 (実習前の準備学習の内容等を記載)	
(2) 事後学習の方法 (実習後の実習内容に関する評価の方法等を記載)	単位認定の有無 <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
(3) 保険加入状況 (加入保険の名称を記入)	①傷害保険
	②賠償責任保険
5 大学等担当者(連絡窓口)	
(1) 氏名	(ふりがな)
(2) 所属	
(3) 所在地	〒
(4) 連絡先	電話番号
	E-MAIL

実習希望調書

年 月 日現在

氏名	(ふりがな)		
生年月日	年 月 日 ( 歳)		
在学学校	大学等名		
	学部・学科名等		
	在籍年次		
現住所	(アパート名・部屋番号、同居先等まで記入して下さい。) 〒 —		
	連絡先	電話 — — 携帯 — —	E-mail
実習中の居 所 (予定可)	〒 —		
	連絡先	電話 — —	

写真貼付欄  
(30×40 ミリ)

年(和暦)	月	学 歴(中学校卒業以降を記入して下さい)

現在の学習・研究	
専攻名称	
専攻内容	
ゼミ・研究室名	
具体的な内容	

(表面)

(裏面)

具体的な希望(希望がある場合には、所属名又は分野名等を記入し、その理由を記入して下さい。)

第1希望	所属名又は 分野名
	理由
第2希望	所属名又は 分野名
	理由
第3希望	所属名又は 分野名
	理由

実習を希望する時期・期間

年 月 日 ～ 年 月 日 ( 日間※)

※土曜日・日曜日・祝日の日数を除く。

注 実習受入れ部署・時期の決定に当たっては、希望に添えない場合がありますので、ご承知おきください。

インターンシップを希望した理由・実習に向けての抱負

--

考慮して欲しい事項

--

様式第 4 号(第 13 条関係)

実習生決定通知書

年 月 日

大学等の名称

代表者の職名・氏名 様

丸亀市長

印

年 月 日付けで申請のあったインターンシップ受入れについて、下記のとおり決定しましたので、丸亀市インターンシップ実施要綱第 13 条第 2 項の規定に基づき、通知します。

記

1 決定した学生等の氏名

2 受入れの可否 可 ・ 否

様式第 5 号(第 13 条関係)

## 協定書

丸亀市インターンシップ実施要綱第 13 条の規定により、丸亀市(以下「受託者」という。)と(以下「委託者」という。)の間において、次のとおり協定を締結する。

第 1 条 受託者が委託者から受け入れる実習生の氏名、実習場所及び実習期間は、次のとおりとする。

実習生氏名

実習場所

実習期間

第 2 条 受託者及び委託者は、丸亀市インターンシップ実施要綱の規定を遵守し、信義に基づき実習生の実習目的が達成されるよう努めるものとする。

第 3 条 丸亀市インターンシップ実施要綱に定めのない事項その他実習に関して必要な事項は、受託者、委託者協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を 2 通作成し、受託者、委託者それぞれ記名押印の上、各 1 通を保管するものとする。

年 月 日

受託者

印

委託者

印